

## 新たな飼い主探しを行う団体（個人活動者を含む） の登録手続きについて

### 1 譲渡ボランティア登録の申請

- (1) 提出書類
  - ・譲渡ボランティア登録申請書（別記第4号様式）
  - ・誓約書（譲渡ボランティア用）（別記第5号様式）
  - ・団体の場合、規約等、役員・会員の名簿、活動概要書、一時飼者名簿
  - ・一時飼養場所の見取り図及び案内図
- (2) 申請方法  
船橋市動物愛護指導センターへ直接提出してください。郵送による申請は受け付けません。

### 2 譲渡ボランティア登録の審査

- (1) 審査方法
  - ① 譲渡ボランティア登録申請書の書類審査を行います。
  - ② 船橋市動物愛護指導センターが主催する適正飼養に関する講習会を代表者又は責任者が受講してください。
  - ③ 原則として、一時飼養場所の現地調査を行った上で登録の可否を決定します。
- (2) 譲渡ボランティア登録承認・不承認通知  
譲渡ボランティア登録の承認・不承認について通知します。  
また、登録する場合は、譲渡ボランティア登録簿へ登載します。

### 3 犬又はねこ等の譲渡

- (1) 船橋市動物愛護指導センターより、譲渡ボランティア登録を受けた団体等へ連絡します。または、ホームページの「譲渡可能な犬、ねこの情報」、「収容されている犬、ねこの情報」より、一時預かり希望の動物がありましたら、船橋市動物愛護指導センターへ御連絡ください。
- (2) 譲渡実施日を決定し、譲渡を行います。  
\*安全に持ち帰ることができる、キャリーボックス、首輪、リード等を持参してください。

### 4 譲渡後の指導及び調査

- (1) 譲渡動物の飼養状況について、譲渡動物飼養状況報告書（譲渡ボランティア用）（別記第10号様式）にて、船橋市動物愛護指導センターへ報告してください。

- (2) 動物が新たな飼い主に譲渡された場合は、再譲渡報告書（別記第 11 号様式）を速やかに船橋市動物愛護指導センターへ提出してください。

**問合せ先**

船橋市動物愛護指導センター

〒273-0016

船橋市潮見町32-2

電話：047-435-3916

FAX：047-435-3917

e-mail: [ho-douai@city.funabashi.lg.jp](mailto:ho-douai@city.funabashi.lg.jp)